

2025年（令和7年）1月16日

藤沢市小規模保育事業の認可保育所化募集要項

1 募集目的

藤沢市では、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行に伴い、教育・保育等の量の見込みと確保方策を定めた「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」等を策定し、待機児童解消に向けた取組を進めてきました。

近年では、既存保育施設の有効活用を最優先として取り組んでまいりましたが、令和8年度より「こども誰でも通園制度」が始まる見込みであるなど、保育の質を確保しつつ、多様な保育需要に対応するため、既存施設を活用した保育の受け皿確保策として、小規模保育事業の認可保育所化の募集を行います。

2 スケジュール

日程	内容
2025年（令和7年）1月16日（木） 2月14日（金） 3月14日（金） 4月7日（月）～11日（金） 4月14日（月）～18日（金） 4月下旬～5月上旬 6月中旬	募集要項配布 参加表明受付及び質問受付期間終了 提案書類受付期間終了 保育現場視察 ※1 選考委員会（プレゼンテーション、ヒアリング） 選考結果通知発送 6月議会において選考結果報告
提案内容に応じて	県への事前協議（神奈川県児童福祉審議会への諮問） 国補助金交付申請（市→県） 国補助金交付決定（県→市） 補助金交付申請（法人→市） 補助金交付決定（市→法人） 入札・工事契約・着工 県への設置認可申請（神奈川県児童福祉審議会への諮問） 県現地検査 竣工・検査 開設準備
2026年（令和8年）4月1日	認可・開園

- ※1 現地での保育現場視察もしくはオンラインでの保育現場視察を実施します。詳細については別紙「既存園の保育現場視察について」をご覧ください。
- ※2 予算案の議決（6月中旬予定）をもって正式決定となるため、選考結果の公表は予算の議決後となります。そのため、議決がされない場合は選定を取り消す場合があります。
- ※3 選定された場合は、神奈川県に対する認可に係る手続き及び書類提出等を迅速に対応いただくこととなりますのでご注意ください。

3 応募資格

- (1) 2025年（令和7年）4月1日時点で、藤沢市内で小規模保育事業を運営している事業者
- (2) 保育所を設置運営するために下記（5）アで示される資力・信用を有していること。
- (3) 継続的に安定した保育所運営ができること。
- (4) 児童福祉法、神奈川県の児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（以下「設備運営基準条例」という。）等の関係法令に適合し、保育所保育指針を遵守して保育を実施すること。
 - ※ ロッカー等は、可動式の場合でも有効面積から除く必要があります。
- (5) 以下の通知に示されている要件を満たしていること。
 - ア 保育所の設置認可等について（平成12年3月30日 児発第295号）
 - イ 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日 雇児発第0524002号・社援発第052400号）

4 設置場所の条件

- (1) 募集地区及び設置数
市内全域 1園程度
- (2) 一事業者一提案とする。
- (3) 原則として風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制に該当する店舗から一定の距離があること。（商業地域内30m以上、それ以外の地域70m以上）または、当該店舗が一定の距離内に存在する場合、提案事業者の責任により当該店舗等から承諾等を得ていること。
 - ※ 店舗の確認については、神奈川県警察へ情報公開請求すること。
- (4) 保育室の設置階数は建物の3階以下であること。

5 整備手法

既存建物を賃借し、内装等を改修すること。なお、既存の小規模保育事業を運営している場所での認可保育所化のみとし、移転を伴う提案は対象外とする。

6 施設の条件

- (1) 施設及び保育環境については、「設備運営基準条例（県）」「保育所設置認可に係る審査基準」を満たすとともに、「保育所設置認可に係る行政指導の指針」に適合するよう努める。

＜保育所認可等の手引き（神奈川県ホームページ）＞

- (2) 賃借する建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）に基づく検査済証を得ていること、もしくは、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成26年7月2日 国住指第1137号）」に則った指定確認検査機関による適合状況調査の結果、適法に施工済みであることが確認できること。

- (3) 賃借する建物は、基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしていること。

また、賃借する建物が昭和56年5月31日以前に確認通知を受けている場合は、耐震診断により構造耐震指標（ I_s 値）が0.6以上、または I_w 値1.0以上であることが確認できること。

- (4) 施設整備にあたっては、藤沢市建築基準等に関する条例を遵守すること。
とりわけ建物の2階以上で設置予定の場合、同条例第16条に定める「けあげ」及び「踏面」が確保できる計画とすること。

※ 応募前に本市建築指導課等関係部署へ計画の確認を行ってください。

＜藤沢市建築基準等に関する条例＞

- (5) 建物、消防及び給食設備等については、関係法令を遵守するとともに、所管官庁からの指示に従うこと。

※ （1）から（5）については、提案書類提出前までに必ず所管官庁へ事前相談等を行い、関係法令に適合することを確認してください。

※ 選定された提案については、市の事前許可なく変更することはできません。十分な検討及び確認を行った上で提案してください。

7 運営の条件

(1) 定員規模

ア 0歳児クラスの定員は認可保育所化前と同数とする。

イ 1～2歳児クラスの定員は認可保育所化前と同数かそれ以上とする。

ウ 3～5歳児クラスの定員は2歳児クラスと同数かそれ以上とする。

※ 事前に市と協議し許可を得た場合は、上記の定員構成以外の提案も可能とします。

(2) 入所対象児童

生後6カ月～小学校就学前の児童

(3) 職員配置

「保育所設置認可に係る審査基準」に定めるほか、1歳児の配置を1：5とすること。また、「保育所設置認可に係る審査基準」が変更された場合は、それに従うこと。

(4) 開所時間

月～土曜日 7時～18時

(5) 延長保育

月～金曜日 18時～19時

※ 平日19時以降及び土曜日18時以降の延長保育を提案することは可能です。

(6) 休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日、30日、31日とする。

(7) 給食

ア 完全給食とすること。

イ 施設内調理により給食を提供すること。

※ 「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日 児発第86号通知)を遵守する場合に限り、給食調理業務の外部委託を認めるものとします。

(8) 開所時期

2026年(令和8年)4月1日の開所とする。

※ 開所時期が2026年(令和8年)4月2日以降の提案は不可とします。

※ 提案した開所年月日を厳守すること。(厳守されない場合、選定を取り消す場合があります。)

(9) 特別保育

次の事業について提案可能とする。

ア 年度限定保育

＜藤沢市年度限定保育事業実施要綱＞

イ 一時預かり事業

＜藤沢市認可保育所等一時預かり事業実施要綱＞

ウ 休日保育事業

＜藤沢市休日保育事業実施要綱＞

(10) 嘱託医

原則として、保育課から藤沢市医師会に対して推薦を依頼し、医師会から推薦のあった医師を嘱託医とします。医師会からの推薦決定後、手続きのご案内をします。

(1 1) 近隣住民との良好な関係を確保すること。

※ 提案書類提出前までに設置場所の近隣住民に対し、「藤沢市小規模保育事業の認可保育所化募集」に応募する予定であることを周知していただき、住民の反応とそれに対する法人の対応結果について、選考委員会において審査を行います。

(1 2) 保護者の送迎時の利便性と近隣への配慮のため、駐車スペース・駐輪スペース・ベビーカースペースを極力確保すること。

(1 3) プール遊びスペースを極力確保すること。

(1 4) 屋外遊戯場を極力確保すること。

(1 5) 調理員用便所、沐浴室、調乳及び医務スペースを確保すること。

8 補助金について

補助金制度については、今後の補助金制度に係る国・県の動向により、見直しをする場合があります。

(参考) 以下は現行の補助金の見込み額です。(保育対策総合支援事業費補助金活用)

※ 見込み額は、変更の可能性があります。

※ 国の補助金を活用する予定のため、当該補助金の交付決定が受けられない場合には事業を停止することがあります。

(1) 開設経費に対する補助金(建物賃借型)

ア 施設改修及び設備整備に要する費用の3/4を補助。

イ 改修等期間中の賃借料に係る費用(礼金、管理費及び共益費を含む)の3/4を補助(工事着工から開園までの最大6カ月分(礼金含む))。

※ 補助上限額は、ア及びイの合計で28,667千円となります。また、イについては、月額833千円を上限として算定します。

ウ 設計・監理費、備品等については補助対象経費とできる場合がありますので、ご相談ください。

(2) 開設後賃借料に対する補助金(管理費及び共益費を含む)

ア 建物賃借料年額が公定価格の賃借料加算の年額の3倍を超える場合建物賃借料年額から公定価格の賃借料加算の年額を控除した額(上限年額22,000千円(月額1,833千円))に3/4を乗じて得た額を補助。

イ 保育所を開設した年度において建物賃借料年額が公定価格の賃借料加算の2倍を超える場合(アに該当する場合を除く。)建物賃借料年額から公定価格の賃借料加算の年額を控除した額(上限年額12,000千円(月額1,000千円))に3/4を乗じて得た額を補助。

ウ ア、イ以外の場合

建物賃借料年額に1/2を乗じて得た額（上限年額10,000千円（月額833千円））から公定価格の賃借料加算の年額を控除した額を補助。

(3) 運営費

ア 児童保育委託費（公定価格に基づく運営費）

公定価格の試算については、こども家庭庁 子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載されている公定価格単価表(保育所)を参照してください。

※ 地域区分については、現在、12/100となります。

※ 定員と入所児童数に一定の乖離があった場合には、市の基準に沿って利用定員の変更を行います。

イ 保育所運営等業務委託費（市単独の（一部を国・県の補助金を財源とした）委託料で、年度当初に見込み金額で契約し、年度末に実績に応じた精算を行います。）

ウ 年度限定保育事業に係る運営費補助

エ 一時預かり事業に係る運営費補助

オ 休日保育事業に係る運営費補助

※ ウ、エ、オについては、実施した際、イに含んで支給します。助成額については、「藤沢市法人立保育所に対する運営等業務助成費取扱基準」を参照してください。

9 申込み手続き

(1) 参加表明書の提出（必須）

ア 受付期間

【受付開始】2025年（令和7年）1月16日（木）

【締め切り】2025年（令和7年）2月14日（金）午後5時まで

イ 提出方法

Eメール

※不着防止のため、送信後、提出先へ電話連絡すること。電話受付時間は平日の午前8時30分～午後5時とします。（正午～午後1時を除く）

ウ 提出先

藤沢市役所 子ども企画課 施設整備担当

Eメール：fj3-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp

電話番号：0466-50-3562

エ 必要書類

藤沢市小規模保育事業の認可保育所化募集に係る参加表明書（様式1）

【添付書類】

① 現地案内図②現地写真

(2) 質疑・回答

ア 受付期間

【受付開始】 2025年（令和7年）1月16日（木）

【締め切り】 2025年（令和7年）2月14日（金）午後5時まで

イ 提出方法

Eメール

※不着防止のため、送信後、提出先へ電話連絡すること。電話受付時間は平日の午前8時30分～午後5時とします。（正午～午後1時を除く）

ウ 提出先

藤沢市役所 子育て企画課 施設整備担当

Eメール：fj3-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp

電話番号：0466-50-3562

エ 留意事項

回答については、質問内容や質問数によって、1週間程度お時間をいただく場合があります。また、公平性の観点から他の事業者と共有する必要があると判断した場合にはホームページ上に掲載させていただくことがありますのであわせてご承知おきください。

(3) 提案書類の提出（必須）

ア 受付期間

【受付開始】 2025年（令和7年）1月16日（木）

【締め切り】 2025年（令和7年）3月14日（金）午後5時まで

※ 土日祝日を除く

イ 受付時間

午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

ウ 提出方法

事前にご連絡の上、持参してください。（郵送提出不可）

※ 提出にあたっては、1部ごとにA4版のファイルに綴り、各書類の先頭にはインデックスを付けてください。

※ 原本（1部）の表紙及び背表紙に「保育園名称（仮称）」「法人名」を記載してください。（テプラ等のシールも可）ただし、副本（9部）には、上記の記載やシール等の貼り付けはしないでください。

エ 提出先

藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所 本庁舎3階

子育て企画課 施設整備担当

電話番号：0466-50-3562

オ 必要書類

提案書類（正本1部、副本9部）

《提案書類について》

次に掲げる書類を、受付期間中に正本 1 部、副本 9 部提出してください。

I 法人概要調書（様式 2）

【添付資料】

- （2－①）役員名簿及び代表者の経歴書
- （2－②）過去 3 年間の法人収支決算書
- （2－③）過去 3 年間の販売費及び一般管理費明細書

II 既存運営施設の概要に関すること（様式 3）

【添付資料】

- （3－①）既存施設のパンフレット
- （3－②）既存施設の全体的な計画または教育課程
- （3－③）既存施設の案内図・配置図・平面図・現況写真
- （3－④）既存施設の直近 2 回分の所管官庁監査等結果（写）
 - ※ 監査等結果において指摘があった場合、その後の改善内容等について審査において聞き取りすることがあります。
- （3－⑤）既存施設の直近 2 年間の収支決算書

III 事業計画書（様式 4）

【添付資料】

- （4－①）賃借物件の概要が分かる書類（重要事項説明書等）
- （4－②）選定された場合に建物を借用する旨が証明できる覚書・誓約書等
- （4－③）賃借料の水準に関する資料（様式あり）
- （4－④）開園までのスケジュール表
- （4－⑤）公図・周辺案内図（園庭の代わりに代替公園とする場合は道のりを記載）
- （4－⑥）配置図
- （4－⑦）広域避難場所及び避難施設までの経路・距離がわかる地図
- （4－⑧）「4 設置場所の条件（3）」が確認できる書類（神奈川県警察への情報公開請求結果、当該店舗等からの承諾書等）

IV 建物及び各室の状況調書（様式 5）

【添付資料】

- （5－①）平面図、立面図（駐車場、駐輪スペース、ベビーカースペース、園庭、プールスペースが「有」の場合は、その位置を平面図に記載すること）
- （5－②）現況写真（周囲の状況を含む）
- （5－③）検査済証の写しまたは「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライ

ン（平成26年7月2日 国住指第1137号）」に則った検査結果により、適法に施工済みであることが分かる書類

- （5－④）新耐震基準に適合していることが確認できる書類（耐震診断結果の写し等）（昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物の場合のみ提出）

V 保育所運営に関する提案（様式6）

【添付資料】

- （6－①）全体的な計画
- （6－②）指導計画
- （6－③）食育計画
- （6－④）職員の研修計画・人材育成計画
- （6－⑤）年間の防災計画
- （6－⑥）保健計画
- （6－⑦）保育士・施設の自己評価計画
- （6－⑧）近隣対応にかかる資料、対応範囲地図

VI 職員に関する調書（様式7）

【添付資料】

- （7－①）必要保育士数算出表

※ 職員配置基準は、国で見直しが図られる可能性があります。開園にあたっては、開園日時点の基準で職員配置をすることとなります。

- （7－②）施設長の履歴書
- （7－③）職員採用計画（採用手法、スケジュール等）
- （7－④）就業規則

VII 資金計画書（様式8）

【添付資料】

- （8－①）借入金の償還計画表
- （8－②）工事費等概算見積書

VIII 自己資金内訳書（様式9）

【添付資料】

- （9－①）残高証明書

IX 開園後の資金収支予算書（3カ年）（様式10）

X 誓約書（様式11）

* 正本のみに添付する資料

- ①建物及び用地の全部事項証明書
- ②法人定款
- ③法人の履歴事項全部証明書

④納税証明書（法人税・消費税及び地方消費税）

⑤役員名簿及び代表者の経歴書

※ 市長が必要と認める書類の追加提出を求める場合があります。

※ 応募に関する費用は応募者の負担となります。

※ 提出いただいた書類等は返却いたしません。

1 0 運営法人の選考と決定

選考委員会において書類審査・ヒアリング等により総合的に審査採点を行い、あらかじめ定めた合格点を上回る提案の中から点数が最も高いものを選定します。

(1) 選考委員会日程：2025年（令和7年）4月14日（月）～18日（金）
（予定）

(2) 開催場所：藤沢市役所 本庁舎内会議室（予定）

(3) 時間配分の日安

プレゼンテーション15分、提案内容ヒアリング30分

1 1 審査の基準

基本的な応募資格及び応募条件の確認を行い、資格・条件を満たす法人について、次の審査基準に基づき審査採点を行います。

(1) 審査の基準について

ア 管理運営体制について

イ 施設開設のための建物の構造及び職員数について

ウ 保育内容及び職員について

エ 設置予定地周辺の環境について

オ プレゼンテーション及びヒアリング（提案内容全般）

※ 審査の基準については「藤沢市小規模保育事業の認可保育所化の選定に係る審査基準・採点表（書類審査及びヒアリング）」を参照してください。

(2) 既存園の保育現場視察による保育内容等

事業者が現在運営している小規模保育事業所への保育現場視察を行い、保育内容等について採点いたします。現地訪問もしくはオンラインでの実施については、後日個別にご連絡します。

※ 詳細については別紙「既存園の保育現場視察について」をご確認ください。

※ 審査の基準については「藤沢市小規模保育事業の認可保育所化の選定に係る審査基準・採点表（保育現場視察）」を参照してください。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

法人の適性・提案内容・実現可能性等を総合的に判断いたします。事業

の提案内容について、質疑に回答ができる実務担当者をご同席くださるようお願いいたします。

1 2 その他

- (1) 提出された応募書類は、公表等に必要な場合、無償で利用できるものとします。また、情報公開請求により開示する場合があります。なお、応募者の正当な利益を害するものについては、使用・開示の対象とはしません。
- (2) 補助金については、国の補助金を活用する予定のため、当該補助金の交付決定が受けられない場合には事業を停止することがあります。
- (3) 審査の結果、事業者として選定されたとしても、提出された提案内容、関係法令等に基づく保育所設置運営ができないと判断した場合には、事業者としての選定を取り消す場合があります。その場合、次の条件を満たす提案を繰り上げることがあります。
 - ＜繰り上げにあたっての条件＞
 - ア あらかじめ定めた合格点を上回っていること。
 - イ 2026年（令和8年）4月1日に開所できること。
- (4) 事業を行うために締結する契約については、市が行う契約事務の取扱いに準拠してください。また、業者の選定・備品購入については市内企業を優先してください。

【問い合わせ先】

藤沢市 子ども青少年部 子育て企画課 施設整備担当
藤沢市役所本庁舎 3階
TEL 0466-50-3562（直通）
E-mail fj3-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp

以 上

既存園の保育現場視察について

1 現地での保育現場視察について

(1) 実施日及び時間（予定）

2025年（令和7年）4月7日（月）～11日（金）のいずれか1日
15分から30分程度

※ 申込手続き後、日程調整をさせていただきます。

(2) 保育現場視察方法

選考委員会の委員2名で実施します。各保育室等をご案内いただき、保育現場に関する質疑応答を行います。

(3) 保育現場視察内容

基本的に玄関→各保育室等→園庭等の順番でご案内いただきます。

2 保育現場視察に必要な書類

(1) 保育現場視察当日にご用意いただく書類

- ア 家庭との情報共有が確認できる書類（お便り帳、連絡ノート等）
- イ 研修報告に係る書類
- ウ 園内事故等対応に係る書類
- エ 苦情対応・意見要望の対応に係る書類
- オ 職員同士の情報共有等に係る書類（会議録、朝礼ノート等）
- カ 職員の勤務形態がわかる書類（勤務表等）

3 オンライン保育現場視察について

(1) 日程決定後、「ミーティング ID」及び「パスコード」をお知らせいたしますので、指定する時間に「Zoom のサイト <https://zoom.us/join>」から Web 会議に参加していただきます。

(2) 実施日、視察方法、内容、必要書類に関しては現地での保育現場視察と同様です。現場視察中に書類の内容を映していただく場合があります。

(3) 現場視察は審査の対象となるため、録画をさせていただきますのでご了承ください。なお、映像に映り込んだ書類等の個人情報、厳重に管理し、審査以外に使用することはございません。

以 上